

第 161 回

# 事業報告書

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日 〕  
〔 至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

株式会社 

第161期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、計算書類、ならびに第161期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）連結計算書類を次のとおりご報告いたします。

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、輸出産業主導による輸出の大幅増加、民間設備投資の増加等により緩やかな回復基調を続け、その結果、企業収益は引き続き好収益を持続してまいりました。一方、原油価格の高止まりから原材料価格の高騰によりコストアップ圧力は衰えず、また今年に入ってから米国に端を発したサブプライムローン問題が全世界に蔓延し、わが国も含め世界経済の景気先行きの不透明感が強まってきました。

このような状況下、当社は引き続き販路拡大と利益体質の強化に努めてきました。

この結果、健康食品向けペプチドの好調、化粧品の販売方法の改善効果をはじめ非皮革部門におきましては順調に推移しましたが、新設分割しました株式会社ニッピ・フジタに販売を承継させたことによる皮革部門の売上の減少により売上高は、24,378百万円（前期比8.4%減）となりました。

また、利益面では、平成19年3月に本社工場での皮革の量産を中止したことで利益体質が改善され、営業利益は、842百万円（前期比63.5%増）、経常利益は、522百万円（前期比22.3%増）となりました。また、当期純利益は、固定資産の売却益および特別目的会社の解散による清算配当利益などの特別利益4,100百万円の計上ならびに役員退職慰労引当金一括償却および固定資産除却損、たな卸評価損、土地開発関連費用（土壌改良費）、投資有価証券評価損などの特別損失2,350百万円を計上したことにより935百万円（前期は当期純損失715百万円）となりました。

## (2) 部門別の営業状況

### 皮革部門

皮革部門におきましては、国内皮革業界の縮小傾向が更に加速している中で、平成 19 年 3 月に本社工場での皮革の量産を中止し、平成 19 年 4 月 2 日付で新設分割により株式会社ニッピ・フジタを新設し、皮革事業を承継させました。これにより、車輛用革を当社が扱い、靴関連他の皮革を株式会社ニッピ・フジタが取扱うことにしました。この結果、皮革部門全体の売上は、2,671 百万円（前期比 55.6%減）となりました。

### ゼラチン部門

ゼラチン部門におきましては、国内需要の伸び悩みにより市場は停滞状態が続いております。このような状況下、当社は、高付加価値商品の販売拡大に努める一方、原材料価格の高騰の影響を回避するため販路先および販売価格の見直しを精力的に行ってきました。

また、ペプタイドにおきましては、コラーゲンペプタイド市場での健康食品・一般食品への需要増加が続いており、主要販売先の確保および新規の顧客の開拓に努め、競合他社との品質・価格・サービス面での差別化に注力してまいりました。この結果、ゼラチン部門全体の売上は好調に推移し 7,543 百万円（前期比 11.3%増）となりました。

### コラーゲン・ケーシング部門

コラーゲン・ケーシング部門におきましては、燃料、原材料高騰、更には原料事情が厳しくなるなか、製造部門は生産性向上に努め生産コストは低減いたしました。一方、販売面で採算良好な国内販売に苦戦を強いられたものの、輸出は数量・金額ともに増加、この結果、コラーゲン・ケーシング部門全体の売上は、7,391 百万円（前期比 0.7%増）となりました。

### 化粧品部門

化粧品部門におきましては、化粧品の卸売・小売市場とも堅調に推移しており、その中でもコラーゲン商品の市場は拡大基調で推移しております。このような状況の中で、当社は、「コラーゲン」化粧品会社の原点にもどり、当社の主力商品であるスキンケアクリームの品質の優位性に重きをおいた情宣と販売に傾注してまいりました。また、それに伴い販売方法を工夫する等、「高品質」商品の販売イメージの高揚に努めてきました。この結果、化粧品部門全体の売上は好調に推移し 4,252 百万円（前期比 10.4%増）となりました。

#### その他の部門

リンカー部門におきましては、化成品は堅調に推移し、リンカーは、海外製品の参入の影響を受けつつも、新商品の開発に注力してきました。

不動産開発部門におきましては、うるおい・活気・安全なまちづくりを基本方針とした開発計画の本格的推進までの暫定事業として、フットサルコート、駐車場の賃貸事業により、保有不動産の有効活用を図っており、賃貸収入は堅調に推移しております。

これらの結果、その他の事業部門全体の売上は、2,520 百万円（前期比 4.1%減）となりました。

#### (3) 設備投資等および資金調達の状況

当期中に実施した設備投資の総額は 3,407 百万円であり、その主なものは「千住大橋駅周辺地区整備計画」に基づく土地の取得 2,792 百万円で、銀行借入金および自己資金で賄いました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成 19 年 4 月 2 日付で、当社で営む皮革関連製品の販売事業および当社の持分法適用関連会社であります株式会社藤田商店で営む皮革製品の仕入販売事業を会社分割（新設分割）し、共同して「株式会社ニッピ・フジタ」を新設、同事業を承継させました。なお、当該会社は、当社の連結対象子会社となっております。

#### (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、サブプライムローン問題の影響による米国経済の減速リスクが懸念され、円高による輸出企業の採算悪化や原材料価格等の高騰による製造コスト上昇が消費者物価の上昇を招き景気の先行き不安感が増すものと予想されます。当社をとり巻く環境も、厳しい状況がづくものと予想されます。

このような状況の下、当社は顧客ニーズに対応した高付加価値商品を投入し、高収益体制の強化を図ってまいります。

皮革部門におきましては、当社が永年培ってきました皮革製造・販売のノウハウを子会社の株式会社ニッピ・フジタに承継させるとともに更なる相乗効果を発揮すべく高収益体質の強化を図ってまいります。

ゼラチン部門におきましては、新規顧客向けの拡販体制の強化、ならびにコスト競争力のある海外メーカーとの提携等により利益率改善に注力してまいります。

コラーゲン・ケーシング部門におきましては、販路拡張、生産性向上とともに、収益基盤の強化に努めてまいります。

化粧品部門におきましては、拡販施策の展開により新規顧客の獲得に努め、化粧品のみならず健康食品分野においてもコラーゲンメーカーとしてのブランド力定着化に注力してまいります。

その他の部門におきましては、リンカーは難燃ラミネートフィルム、マスキングフィルム等の新規商品の販売を目指してまいります。

また、BSE検査キット（ニップルBSE検査キット）の製造許可および動物用医薬品製造販売許可申請を得たことにより、農林水産省管轄下の家畜保健所への本キットの売込みを図るとともに、厚生労働省の認可を得て食肉検査所への販売を行う体制を構築してまいります。

なお、当社は、足立区が推進する「千住大橋駅周辺地区整備計画」の開発拠点地区において、独立行政法人都市再生機構および株式会社リーガルコーポレーションと共同して計画に参画しております。

本計画は、「うるおい・活気・安全なまち」の実現に向け、隅田川スーパー堤防の整備をはじめ、道路・公園等の都市基盤整備を行ったうえで、千住大橋駅周辺施設として生活利便等機能を誘導しつつ、防災性の向上、良好な住環境と景観の形成が図られた、住・商・工が調和した複合市街地の形成、水辺と緑の調和する快適でうるおいのある居住環境の確保をコンセプトに、街全体の利便性・快適性の向上と活性化を目指すものであります。

当社におきましては、従来の大規模工場の工場機能を集約し、良質な住宅を誘導するとともに、多様な利便設備をあわせもつ複合市街地への土地利用転換を図ってまいります。平成19年4月の用途地域に関する都市計画変更決定告示を受け、早期実現性を帯びてまいりました。

現在、独立行政法人都市再生機構および株式会社リーガルコーポレーションとの共同事業として、道路整備などの基盤整備、ならびにこれに伴う建物集約・地上部建物等解体工事、地中基盤撤去・土壌浄化工事等に着手すると同時に、開発計画の具体的内容について足立区および他事業者と検討中の段階にあり、今後とも一部譲渡および取得を含め、収益力を重視した土地有効活用事業を順次推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

項 目		期 別			
		第158期 (H16.4.1～H17.3.31)	第159期 (H17.4.1～H18.3.31)	第160期 (H18.4.1～H19.3.3)	第161期(当期) (H19.4.1～H20.3.31)
売 上 高(百万円)		24,546	25,615	26,613	24,378
当 期 純 利 益 又は当期純損失(百万円)		606	402	715	935
一 株 当 た り	当 期 純 利 益 又は当期純損失(円)	47.79	30.54	60.33	78.17
	純 資 産(円)	1,230.69	1,294.95	1,186.59	1,191.96
総 資 産(百万円)		53,894	52,989	50,481	46,176
純 資 産(百万円)		14,740	15,503	14,204	14,266

(注) 純資産額の算定にあたり、第160期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ニッピコラーゲン化粧品	百万円 450	% 100	化粧品の販売
ニッピコラーゲン工業株式会社	200	50	コラーゲン・ケーシング製造
株式会社ニッピ・フジタ	100	88	皮革製品の仕入販売
大鳳商事株式会社	90	76	貿易業

## 企業結合の成果

当社の企業集団は、当社、子会社 13 社および関連会社 4 社で構成され、皮革製品、ゼラチン製品、コラーゲン製品、コラーゲン化粧品、健康食品等の製造販売を主な内容とし、更に貿易関連、不動産管理その他の事業活動を展開しております。

当期の連結売上高は、新設分割した株式会社ニッピ・フジタによる販売を強化したことなどにより、39,799 百万円（前期比 10.5%増）となりました。

また、利益面では、本社工場での皮革の量産を中止したことにより利益体質が改善され、連結営業利益は 1,468 百万円（前期比 50.7%増）となりました。連結経常利益は、持分法の投資損益の改善により 1,115 百万円（前期比 579.3%増）となりました。

連結当期純利益は、固定資産の売却および特別目的会社の解散による清算配当利益などの特別利益の計上ならびに役員退職慰労引当金一括償却および固定資産除却損、たな卸評価損、土地開発関連費用、有価証券評価損などの特別損失を計上したことにより 1,174 百万円（前期は連結当期純損失 1,696 百万円）となりました。

(8) 会社設立の日 明治 40 年 4 月 1 日

## (9) 主要な事業内容

コラーゲン製品：ソーセージ用コラーゲン・ケーシング、化粧品用コラーゲン等の販売

ゼラチン製品：写真用ゼラチン、工業用・医薬用・食用ゼラチンおよびペプチド等製造および販売

化粧品・健康食品：コラーゲンを中心とした化粧品、健康食品等の販売

皮革製品：車輛用革、靴製品の販売

ビニールフォーム製品：自動車用、キルティング用、雑貨類等の販売

リンカー製品：化学架橋PVCコンパウンド、塗装用マスキングフィルム、電線被覆用コンパウンド等製造および販売

その他：不動産の賃貸、研究用ペプチド合成受託等

(10) 主要な事業所、営業所および工場

本店 東京都足立区  
営業所 大阪市浪速区  
研究所 茨城県取手市  
工場 東京都足立区、静岡県富士宮市、静岡県富士郡芝川町

(11) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	338 名	3 名	41.5 歳	18.1 年
女 子	83	3	43.1	19.0
合計または平均	421	6	42.3	18.6

(注) 上記従業員数には、出向社員220名、パートタイマー2名を含んでおります。

(12) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	4,991
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,792
みずほ信託銀行株式会社	2,352

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 11,969,193株 (自己株式30,807株を除く)  
(3) 株 主 数 1,091名  
(4) 発行済株式 (自己株式を除く) の総数の10分の1以上の株式を保有する株主

株 主 名	持 株 数
株式会社リーガルコーポレーション	2,787 千株

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊藤 隆 男	株式会社ニッピコラーゲン化粧品代表取締役 ニッピコラーゲン工業株式会社代表取締役社長 大鳳商事株式会社代表取締役 大倉フーズ株式会社代表取締役 株式会社日本コラーゲン代表取締役 ニッピ都市開発株式会社代表取締役社長
代表取締役相談役	伊藤 伸 一	鳳凰事業株式会社代表取締役 株式会社NP越谷加工代表取締役 財団法人日本皮革研究所理事長 株式会社リーガルコーポレーション取締役会長
常務取締役	藤本 敏 夫	製造・研究部門管掌、コラーゲン事業部長 NIPPI CANADA LIMITED取締役社長兼最高経営責任者
常務取締役	石井 英 文	管理部門管掌、経営企画室長、開発推進室・生産管理企画室・研究所・関係会社担当 ニッピ都市開発株式会社代表取締役常務 霓碧（上海）貿易有限公司董事長
取締役	伊藤 利 男	株式会社リーガルコーポレーション代表取締役社長
取締役	吉原 道 博	総務部長、労務人事部・施設課・法務コンプライアンス室担当
取締役	浅川 史 朗	ゼラチン事業部長、リンカー部担当
取締役	一 蝶 彬	コラーゲン事業部生産担当
取締役	河村 桂 作	経理部長
常勤監査役	工藤 協 一	
常勤監査役	関田 安 彦	
監査役	藤井 豊	
監査役	大倉 喜 彦	中央建物株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役河村桂作氏は、平成19年6月28日開催の第160回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役関田安彦氏は、平成19年6月28日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役関田安彦氏は、当社において経理部門に長年在籍し、平成11年6月から平成19年6月まで取締役として経理部門を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち、伊藤利男氏は、社外取締役であります。
5. 監査役のうち、藤井豊、大倉喜彦の両氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 145百万円 (うち社外取締役 1名 6百万円)  
監査役 4名 36百万円 (うち社外監査役 2名 13百万円)

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
2. 上記取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額25百万円(取締役19百万円、監査役6百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

氏名および役職	兼任先	当社との関係
伊藤利男取締役	株式会社リーガルコーポレーション 代表取締役社長	同社は当社の持分法適用関連会社であり、同社と当社の間には数名の役員が兼務しており、経常的な取引関係があります。
大倉喜彦監査役	中央建物株式会社代表取締役社長	同社は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。

他の会社の社外役員との兼任状況

大倉喜彦監査役	株式会社リーガルコーポレーション社外監査役 株式会社ホテルオークラ社外取締役 株式会社ホテルオークラ新潟社外取締役 特殊東海ホールディングス株式会社社外監査役
---------	--

主要取引先等特定関係事業者との関係

取締役伊藤利男氏は、当社の持分法適用関連会社である株式会社リーガルコーポレーションの代表取締役であり、同社と当社の間には数名の役員が兼務しており、経常的な取引関係があります。

また、取締役伊藤利男氏は、当社の代表取締役社長伊藤隆男氏の実兄であり、代表取締役相談役伊藤伸一氏の実弟であります。

当事業年度における主な活動状況

平成19年度の取締役会には、伊藤利男取締役が12回中5回、藤井豊監査役が12回中5回、大倉喜彦監査役が12回中5回出席し、適宜質問し、意見を述べられております。

平成19年度の監査会には、藤井豊監査役が5回中5回、大倉喜彦監査役が5回中5回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営陣との定期的な意見交換会を実施するとともに、適宜子会社等の現場往査を行っております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間に責任限定契約は締結しておりません。

当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

～ の内容に対する社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人

##### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 24百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

24百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、企業価値の向上に継続的に取り組み、社会的貢献と企業の利益創出の同時実現を通して、社会の信頼を確保することを経営理念とする。

これを実現するために、

当社は、永年培った技術開発力をベースに、「お客様ニーズ」に合致する高品質の製品を提供し、「顧客満足度」を高めることで、中長期的成長の持続を目指す。

当社は、社会的責任を果たすことが企業継続の基盤と認識し、法令・諸規定等の遵守に努め、公正且つ適切な経営の実現を図る。

当社は、意思決定プロセスの明確化と意思決定の迅速化に努める。

### (2) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するコンプライアンス体制を企画、推進する目的で「法務コンプライアンス室」を創設する。また、取締役会は「法務コンプライアンス室」担当役員を任命する。

「法務コンプライアンス室」は、その活動を定期的に取り締り委員会および監査役に報告する。

法令上疑義のある行為等が報告された場合、取締役会は報告された事実に対する調査を行い適切な対策を講じるとともに、その内容を当社グループ全体に周知徹底する。

企業倫理規範およびコンプライアンス体制に係わる規程として、当社企業グループ共通の「私たちの行動基準」を制定する。

その周知徹底のため、当社グループ内におけるコンプライアンス教育・啓発に努める。

- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に対する体制  
取締役または使用人の職務執行に係わる重要な決定事項、議事録ならびに情報等は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程に従い、適切に保存し管理する。  
取締役および監査役は常時これを閲覧できる体制をとる。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門長が行い、適宜「法務コンプライアンス室」に報告する。また、組織横断的リスク状況の把握、分析、監視は、「法務コンプライアンス室」が行い、その報告に基づき取締役会は全社の対応策を決定する。  
大地震、大規模火災その他事業を継続する上での有事に際しては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が迅速に機能する態勢を整備する。  
安全・衛生、環境、防火・防災、防犯等リスクを専管する組織として「安全衛生委員会」を定期的に開催し、課題の把握、対応策の確認ならびに全社への情報伝達を行う。  
法令違反その他の事由により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、または、経営に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、管理部門管掌役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、適切対処を図る。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務権限規定に基づき、必要な決定と業務の執行を行う。  
取締役会の意思決定の妥当性と客観性を高めるため、社外取締役を置く。  
取締役・執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、取締役の業務執行状況の監督等を行う。  
業務の運営については、中長期経営計画および経営計画に基づく年度予算を策定し、全社の業績目標と予算の設定を行う。各部門においては、その目標を達成するための具体策を立案し実行する。またその結果については、毎月の経営会議で報告フォローする。  
日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限委譲がなされ、各部門・レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

- (6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社会的責任を果たしていく上で不可欠なコンプライアンス意識を、当社グループ共通のものとするため、「私たちの行動基準」の周知徹底を図ることに加え、当社グループの企業集団として業務の適正と効率性を確保するため、グループ共通の規範・規程を整備する。

当社グループのセグメント別事業に関し責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与し、当社「法務コンプライアンス室」がこれらを横断的に統括推進する。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会はその具体的人選等につき監査役と協議のうえ、当該使用人を配置する。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またはその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスおよびリスク管理状況等を随時報告する。

常勤監査役は、取締役会、経営会議等重要会議に全て出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行状況の聴取等を随時行い、取締役の職務執行監視体制を確保する。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会の半数以上は社外監査役とすることで、透明性を確保するとともに、経営監視体制とコーポレートガバナンスの強化を図る。

監査役と「法務コンプライアンス室」は定期的に意見交換を行い、連携して機動的に内部監査を行う。

監査役は当社の会計監査人と随時情報交換を行い、相互補完と連携を強化する。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針等

### (1)基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が可能である以上、特定の者の大量買付行為に対する判断は、最終的には株主の皆さまの意思に委ねられるべきものであると考えております。また、大量買付行為が具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同利益に合致すると考えております。

当社は「確かな技術を基に、『お客様のニーズ』に合致する高品質の製品を提供し、『顧客満足度』を高めること」を通じて、企業の存在価値と企業価値の向上に取り組んでおります。「企業価値の向上」を実現するため、永年にわたり差別性の高い高付加価値商品の研究開発と製品化に経営資源を重点投入しており、その成果は、コラーゲン・ケーシング、コラーゲン化粧品、医薬用コラーゲンペプチド等々として、当社事業の根幹を形成するに至っております。

当社は、中長期的に企業価値向上に集中して取り組むために、濫用的な買収等に対する防衛策をあらかじめ導入しておくことが必要不可欠であると判断いたしております。

### (2)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上するための取り組みとして、当社の強みであるバイオマトリックス研究をさらに深耕させ、さまざまな高機能商品の開発を推進することで、事業領域の拡大と高収益体質化を図り、高付加価値化および企業価値の最大化を目指し、顧客・取引先のみならず株主・投資家の皆様にとって魅力ある会社となるよう、さらなる成長と収益力の改善に努めてまいります。

### (3)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 159 回定時株主総会において「当社株式の大量買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入の承認を得ております。

本プランは、突然の大量買付行為等がなされたときに、その当否やこれに応じるか否かについて、株主の皆さまが適切に判断するために必要な情報や期間を確保したり、当社が大量買付者との交渉・協議を行ったりするための手続きを定めることにより、前記の基本方針に反するような濫用的な買付に対する一定の抑止力を具備し、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

本プランの対象となる大量買付行為とは、特定の株主グループの議決権割合が 20% を超えることを目的とする買付行為等をいい、買付者がかかる大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに定める手続きに従う旨の書面を提出いただくとともに、株主の皆さまの判断および当社としての意見形成のために必要な情報を提供していただきます。

その後、60 営業日または 90 営業日を、当社が大量買付行為に対する評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を行うための期間とし、大量買付行為はこの期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社は、買付者が本プランの手続きを守らなかった場合、または大量買付行為の内容を検討し、買付者との協議・交渉を行った結果、大量買付行為が、予め定められた合理的・客観的な基準に照らし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれが明白であると判断した場合には、新株予約権の無償割当てによる対抗措置をとることがあります。

対抗措置発動の判断にあたっては、その客観性および合理性を担保し当社取締役会の恣意性を排するため、外部専門家等の助言、ならびに当社社外取締役・社外監査役・社外有識者から構成される特別委員会の勧告を最大限尊重した上で決定します。

また、当社は、買付行為やこれに対する当社の評価・代替案、特別委員会の勧告内容等を適切に情報開示いたします。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の経営計画および本プランは、当社基本方針に沿うものであるとともに、次の点において当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランの導入は株主総会における承認を得たものであること。

本プランの有効期間が3年間であり、有効期間中であっても株主総会または当社取締役会の決議により廃止できるとされていること。

本プランの対抗措置の発動については、予め定められた合理的・客観的な要件を設定しており、しかもこれら要件は基本方針において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させていること。

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため特別委員会を設置するとともに、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重することとしていること。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
流 (資産の部)		流 (負債の部)	
現金及び預金	11,465	流動負債	15,550
受取手形	3,287	支払手形	5,563
売掛金	397	短期借入金	1,906
製薬商	2,915	1年以内返済予定長期借入金	2,734
原料	1,582	1年以内償還予定社債	3,432
仕掛品	129	未払法人税等	895
貯蔵品	916	未払消費税等	24
短期貸付金	173	賞与引当金	6
未収入金	34	役員賞与引当金	150
繰延税金資産	1,552	設備関係支払手形	19
その他の流動資産	366	設備関係支払手形	222
貸倒引当金	125	その他の流動負債	596
固定資産	15	固定負債	16,359
有形固定資産	34,692	長期借入金	6,813
建物	28,691	社債	1,780
構築物	3,382	預り敷金保証金	59
機械装置	770	退職給付引当金	1,809
車両運搬具	646	役員退職慰労引当金	302
工具器具備	11	再評価に係る繰延税金負債	5,454
土地	74	繰延税金負債	39
建設仮勘定	22,948	その他の固定負債	100
無形固定資産	855	負債合計	31,909
その他の資産	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	6,001	株主資本	6,413
投資有価証券	2,334	資本剰余金	3,500
関係会社株式	2,125	資本準備金	282
長期貸付金	296	利益剰余金	2,649
関係会社長期貸付金	1,737	利益準備金	40
破産更生債権等	1,457	その他利益剰余金	2,609
差入保証金	27	買換資産圧縮積立金	1,694
その他の投資	206	別途積立金	806
投資損失引当金	17	繰越利益剰余金	108
貸倒引当金	2,167	自己株式	17
繰延税金資産	18	評価・換算差額等	7,852
社債発行費	18	その他有価証券評価差額金	261
		繰延ヘッジ損益	65
		土地再評価差額金	7,656
		純資産合計	14,266
資産合計	46,176	負債及び純資産合計	46,176

## 損 益 計 算 書

( 自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日 )

科 目	金 額 ( 百万円 )
高 價 益 費 益 益	24,378
上 原 利 管 理	18,473
上 及 び 一 般 利 管 理	5,905
上 業 外 取 利 当	5,062
受 取 配 收 費 用	842
受 取 配 收 費 用	16
受 取 配 收 費 用	66
受 取 配 收 費 用	203
業 外 取 利 当	449
業 外 取 利 当	36
業 外 取 利 当	28
業 外 取 利 当	91
業 外 取 利 当	606
業 外 取 利 当	522
業 外 取 利 当	207
業 外 取 利 当	2
業 外 取 利 当	297
業 外 取 利 当	3,592
業 外 取 利 当	160
業 外 取 利 当	6
業 外 取 利 当	360
業 外 取 利 当	3
業 外 取 利 当	547
業 外 取 利 当	311
業 外 取 利 当	7
業 外 取 利 当	283
業 外 取 利 当	589
業 外 取 利 当	80
業 外 取 利 当	2,350
業 外 取 利 当	2,272
業 外 取 利 当	8
業 外 取 利 当	1,328
業 外 取 利 当	1,336
業 外 取 利 当	935

## 株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	3,500	282	282
当 期 中 の 変 動 額			
当 期 中 の 変 動 額 合 計			
当 期 末 残 高	3,500	282	282

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				別 途 積 立 金				繰 越 利 益 剰 余 金
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 特 別 勘 定	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
前 期 末 残 高	30	382	1,349	900	870	1,791	17	5,556		
当 期 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	10				93	83		83		
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 繰 入 額		1,349			1,349					
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額		37			37					
買 換 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 取 崩 額			1,349		1,349					
別 途 積 立 金 取 崩 額				93	93					
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					6	6		6		
当 期 純 利 益					935	935		935		
自 己 株 式 の 取 得							0	0		
当 期 中 の 変 動 額 合 計	10	1,312	1,349	93	978	857	0	857		
当 期 末 残 高	40	1,694		806	108	2,649	17	6,413		

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	1,037	52	7,662	8,647	14,204
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					83
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 繰 入 額					
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額					
買 換 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 取 崩 額					
別 途 積 立 金 取 崩 額					
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					6
当 期 純 利 益					935
自 己 株 式 の 取 得					0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)	776	12	6	794	794
当 期 中 の 変 動 額 合 計	776	12	6	794	62
当 期 末 残 高	261	65	7,656	7,852	14,266

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月19日

株式会社 ニッピ  
取締役会 御中

監 査 法 人  
指 定 社 員 公認会計士 小 林 恒 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 古 谷 義 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッピの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記5「重要な会計方針の変更」に記載のとおり、会社は、役員退職慰労金について、従来の支出時の費用処理から内規を基礎とした当事業年度末の支給額を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,871	流動負債	21,815
現金及び預金	4,407	支払手形及び買掛金	8,980
受取手形及び売掛金	7,289	短期借入金	10,098
たな卸資産	6,855	1年以内償還予定社債	995
短期貸付金	22	未払法人税等	135
未収入金	589	未払消費税等	75
繰延税金資産	509	賞与引当金	408
その他の	268	役員賞与引当金	46
貸倒引当金	70	設備関係支払手形	222
固定資産	34,473	その他	851
有形固定資産	29,229	固定負債	16,973
建物及び構築物	4,384	社債	1,930
機械装置及び車両運搬具	696	長期借入金	7,050
土地	23,193	退職給付引当金	1,915
建設仮勘定	858	役員退職慰労引当金	411
その他	96	再評価に係る繰延税金負債	5,454
無形固定資産	3	繰延税金負債	35
その他	3	その他	175
投資その他の資産	5,241	負債合計	38,788
投資有価証券	2,401	(純資産の部)	
関係会社株式	1,889	株主資本	7,308
長期貸付金	468	資本金	3,500
破産更生債権等	1,487	資本剰余金	1,157
繰延税金資産	144	利益剰余金	2,873
その他の	373	自己株	221
貸倒引当金	1,524	評価・換算差額等	7,908
繰延資産	18	その他有価証券評価差額金	314
社債発行費	18	繰延ヘッジ損益	65
資産合計	54,363	土地再評価差額金	7,656
		為替換算調整勘定	2
		少数株主持分	357
		純資産合計	15,574
		負債及び純資産合計	54,363

## 連結損益計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

科 目	金	額 (百万円)
高 価 益 費 益 益		39,799
上 原 利 管 理 費		31,631
上 及 び 一 般 利 収 入		8,167
業 外 収 入		6,699
受 取 配 当 金	9	
受 取 配 当 金	43	
持 分 法 による 投資 利 益	53	
業 外 費 用	273	380
支 払 手 形 利 損	485	
受 取 手 形 利 損	102	
受 取 手 形 利 損	38	
受 取 手 形 利 損	106	
常 利 益		733
固 定 資 産 売 却 益	207	
有 価 証 券 売 却 益	2	
倒 引 当 金 戻 入 益	2	
の 損 失	85	
別 損 失	3,592	3,890
固 定 資 産 除 却 損	164	
有 価 証 券 評 価 損	7	
有 価 証 券 評 価 損	363	
な 卸 評 価 損	3	
分 変 動 損	640	
倒 引 損	1	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 一 括 償 却 額	316	
土 地 開 発 関 連 費 用	427	
そ の 他	589	
	80	2,594
金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,411
法 人 税 及 住 民 税 等 調 整 額	207	
法 人 税 及 住 民 税 等 調 整 額	1,030	1,237
少 数 株 主 利 益		0
当 期 純 利 益		1,174

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前連結会計年度末	3,500	1,157	1,778	221	6,214
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			88		88
土地再評価差額金取崩額			6		6
当期純利益			1,174		1,174
自己株式の取得				0	0
連結子会社の適用範囲の変動			2		2
持分法の適用範囲の変動			0		0
連結会計年度中の変動額合計			1,095	0	1,094
当連結会計年度末	3,500	1,157	2,873	221	7,308

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末	1,223	46	7,662	3	8,842	340	15,397
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							88
土地再評価差額金取崩額							6
当期純利益							1,174
自己株式の取得							0
連結子会社の適用範囲の変動							2
持分法の適用範囲の変動							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	908	18	6	1	934	17	917
連結会計年度中の変動額合計	908	18	6	1	934	17	177
当連結会計年度末	314	65	7,656	2	7,908	357	15,574

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成20年5月19日

株式会社 ニッピ  
取締役会 御中

監 査 法 人  
指 定 社 員 公認会計士 小 林 恒 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 古 谷 義 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッピの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッピ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記3「会計処理基準に関する事項(3)重要な引当金の計上基準 役員退職慰労引当金(会計方針の変更)に記載のとおり、会社及び主要な連結子会社は、役員の退職慰労金について、従来の支出時の費用処理から内規を基礎とした連結会計年度末要支給額を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月20日

株式会社ニッピ 監査役会

常勤監査役 工藤 協一 (印)

常勤監査役 関田 安彦 (印)

社外監査役 藤井 豊 (印)

社外監査役 大倉 喜彦 (印)

以上

### 3. 株主総会事項

平成19年6月28日(木曜日)午前10時、東京都足立区千住緑町1丁目1番地1当会社本店において当社第160回定時株主総会を開催し、次のとおり報告ならびに決議いたしました。

出席株主数 (委任状共) 235名

その議決権数(委任状共) 9,203個

- 報告事項
- 1.第160期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  - 2.第160期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、伊藤隆男、伊藤伸一、藤本敏夫、石井英文、伊藤利男、吉原道博、浅川史朗、一蝶彬氏の8名が再選、新たに河村桂作氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、伊藤利男氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、新たに関田安彦氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 取締役および監査役報酬額改定の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

### 4. 株式の異動

当期中における株式の異動は、764,451株でありました。

# 役員

(平成20年6月27日現在)

代表取締役社長	伊藤隆男
代表取締役相談役	伊藤伸一
常務取締役	藤本敏夫
常務取締役	石井英文
取締役	伊藤利男
取締役	吉原道博
取締役	浅川史朗
取締役	一蝶彬
取締役	河村桂作
常勤監査役	工藤協一
常勤監査役	関田安彦
監査役	大倉喜彦
監査役	伊藤敬四郎

## 当社の本店、工場他

東京都足立区千住緑町1丁目1番地1  
本社及び東京工場 〒120-8601  
電話 03 3888 5111(代)

静岡県富士宮市弓沢町1  
富士工場 〒418-0073  
電話 0544 22 2111(代)

静岡県富士郡芝川町上柚野字北ノ原395 1  
芝川工場 〒419-0301  
電話 0544 29 3000(代)

茨城県取手市桑原520 11  
バイオマトリックス研究所 〒302-0017  
電話 0297 71 3040(代)

大阪営業所 〒556-0012 大阪市浪速区敷津東1丁目4番14号

## 株 主 メ モ

1. 決 算 期 毎年3月31日
2. 定時株主総会 毎年6月
3. 基 準 日 毎年3月31日
4. 単 元 株 式 数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (お問合せ先) 〒135-8722 東京都江東区佐賀1丁目17番7号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120 288 324(フリーダイヤル)
- 同 取 次 所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店  
みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
6. 公 告 掲 載 新 聞 日本経済新聞(東京都)